

歯科技工所開設届

令和 年 月 日

(宛先) 寝屋川市保健所長

開設者住所：

開設者氏名：

電 話：

[法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の職・氏名]

下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第21条及び同法施行規則第13条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

開設者住所及び氏名 1. ※法人の場合は、法人の名称、代表者の職・氏名を記入する。 ※氏名にはふりがなをふる。	〒 (電話：)
2. 開設年月日	令和 年 月 日
3. 歯科技工所の名称	ふりがな -----
4. 開設の場所	〒 寝屋川市 (電話：)
5. 開設者が法人の場合、定款・寄付行為を添付	定款又は寄付行為は別添のとおり。
管理者住所及び氏名 6. ※氏名にはふりがなをふる。 ※免許証の写し（原本照合済のもの）、履歴書を添付する。	〒 (電話：)

保健所受付印

業務に従事する者の氏名 ※氏名にはふりがなをふる。 ※（ ）内に、歯科技工士は（技）、歯科医師は（歯）、その他は（他）を記入する。 ※免許証の写し（原本照合済のもの）を添付する。 ※リモートワークを行う場合、主にリモートワークを行う場所及び連絡可能な電話番号を記入する。	----- ()		リモートワークを行う ☐
	主にリモートワークを行う場所の住所	〒 (電話：)	
	----- ()		リモートワークを行う ☐
	主にリモートワークを行う場所の住所	〒 (電話：)	
	----- ()		リモートワークを行う ☐
	主にリモートワークを行う場所の住所	〒 (電話：)	
	----- ()		リモートワークを行う ☐
	主にリモートワークを行う場所の住所	〒 (電話：)	
8. 周囲の見取図 敷地の面積・平面図 建物の構造概要	周囲の見取図： (第1図) のとおり 敷地面積： m² 敷地平面図： (第2図) のとおり 建物構造種別： 木造 ・ 鉄筋（鉄骨）コンクリート造 その他 () 地上 () 階、地下 () 階		
9. 歯科技工所の面積・平面図	延床面積： m² 歯科技工所平面図： (第3図) のとおり 各階床面積 () 階 床面積 m² () 階 床面積 m² () 階 床面積 m²		
10. 技工所の構造概要（技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること）			
① 天井	板張り ・ コンクリート ・ 吹付 ・ その他 ()		
② 腰板	板張り ・ コンクリート ・ その他 ()		
③ 床板	板張り ・ コンクリート ・ Pタイル張り ・ その他 ()		
④ 各室床面積	技工室	m ²	
	研磨室	m ²	
	鑄造室	m ²	
	重合室	m ²	
	陶材焼成室	m ²	
	水道・流し台	m ²	
	その他	m ²	
⑤ 水道	蛇口	箇所	
⑥ ガス	都市ガス・プロパンガス	ガス栓	箇所

11. 技工所の設備概要				
① 技工作業設備	(1) 技工用作業台	台	(16) サンドブラスター	台
	(2) 椅子	脚	(17) レジン重合器（槽）	台
	(3) 電気エンジン	台	(18) モデルトリーマー	台
	(4) 電気レーズ	台	(19) 高周波鋳造器	台
	(5) 真空埋没器	台	(20) 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）	台
	(6) エアータービン	台	(21) 電気掃除機	台
	(7) エアーコンプレッサー	台	(22) 分別ダストボックス	台
	(8) プレス機	台	(23) 模型整理棚	台
	(9) 電気炉（ガス炉）	台	(24) 書籍棚	台
	(10) ガステーブル（コンロ）	台	(25) 材料保管棚（保管庫）	台
	(11) 鋳造器	台	(26) 薬品保管庫	個
	(12) ポーセレンファーマス	台	(27) 救急箱	個
	(13) 電解研磨器	台	(28) 歯科技工に関する書籍	冊
	(14) 鍍金装置	台	(29) 計測用機器	個
	(15) 超音波洗浄器	台	(30) その他（ ）	
② 照明設備	照明		有 ・ 無	
③ 手洗設備	手洗設備 ・ 便所 ・ 更衣室		有 ・ 無	
④ 防音装置			有 ・ 無	
⑤ 防火設備	消火器	台	火気まわりの耐熱板	有 ・ 無
⑥ 防塵設備等	作業用吸塵装置		台	
	室内用集塵装置		台	
	防湿装置		台	
	防虫装置		台	
	防鼠装置		台	
⑦ 換気設備	換気扇		台	
	室内空気清浄機		有 ・ 無	
	排気筒		有 ・ 無	
⑧ 高圧ガスの設置	酸素ボンベ		本	
	アセチレンボンベ		本	
	水素ボンベ		本	
	高圧ガス貯蔵施設		有 ・ 無	
	※アセチレンボンベを使用する場合は「消防法」により届出が必要。 （圧縮アセチレンガス40キログラム以上を貯蔵している場合） ※高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵施設は風通しが良く、火気、 引火性及び発火性の物から2 m以上離れて設置すること。 ※酸素とアセチレン、水素は区別して置くこと。			
⑨ 電気メッキ施設	無機シアン化合物による電気メッキ装置		有 ・ 無	
	※無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は、「毒物 及び劇物取締法」により届出が必要。			
⑩ 酸処理設備	酸処理設備		有 ・ 無	
	廃液処理設備		有 ・ 無	
⑪ 排水処理設備	排水管路中の石膏トラップ		有 ・ 無	
	浄化槽		有 ・ 無	
	中和槽		有 ・ 無	

⑫ 毒物及び劇物保管施設	毒物及び劇物保管施設	有 ・ 無
	※「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等を防止するため、施錠できる堅固な施設で保管すること。 ※「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」と表示すること。	
⑬ 塵埃又は微生物による汚染を防止する構造設備	適切な消毒剤が備えられているか。	有 ・ 無
⑭ 清潔性の保持及び整理整頓	衛生的かつ安全に貯蔵・保管する設備があるか。	有 ・ 無
⑮ 「歯科技工録」及び「手順書」の整備	「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。	有 ・ 無